

熊本県電気機械器具製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者
熊本県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品 目	工 程	規 格	金 額
ワイヤー ハーネス	カプラー差し（電線の 端末に取り付けられた 端子をカプラーに差し 込むことをいう。）	50センチメートルを超 え2メートル以下の電線 について行うもの	1本につき 43銭

- 4 効力発生の日
平成18年4月9日

熊本県和服裁縫業最低工賃

- 1 適用する家内労働者
熊本県の区域内で和服裁縫業に係る手縫いの業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、1枚（帯にあっては1本）につき、右欄に掲げる金額

品 目	規 格		金 額
	生 地	仕 立 て 方	
振 り そ で	絹	あ わ せ	23,800円
留 め そ で		比翼あわせ	26,400円
訪 問 着			18,000円
付 け 下 げ		あ わ せ	16,000円
喪 服			14,600円
		ひ と え	12,100円
長 着		あ わ せ	13,400円
	ウール	ひ と え	7,600円
羽 織	絹		11,900円
道 中 着		あ わ せ	10,500円
道 行 コ ー ト			14,500円
雨 コ ー ト	合成繊維	ひ と え	10,400円
長 じ ゅ ば ん	絹	無双ひとえ	8,600円
	合成繊維		6,800円
名 古 屋 帯	絹	8寸まつり	3,400円
		9寸しん入れ	4,700円
袋 帯		しん 入 れ	4,200円
ゆ か た	木綿	ひ と え	5,800円

- 4 効力発生の日
平成13年4月21日

熊本県縫製業最低工賃

- 1 適用する家内労働者
熊本県の区域内で婦人既製洋服製造業に係るまどめの業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。ただし、金額欄に表示されている単位と異なる長さの作業を行う場合は、1センチメートル単位で換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは1センチメートルに切り上げるものとする。

品目	工 程	規 格	金 額	
ワンピース、ブレザー及びコート	身返し端まつり (千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所(3センチメートル)につき 10円	
	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 15円	
	ボタン付け	2つ穴、糸足つき根巻き 4回以上	1個につき	8円
		4つ穴、糸足つき根巻き 4回以上	1個につき	10円
	鎖糸ループ付け	糸ループ作り付け 長さ5センチメートル	1か所につき	10円
	身返し裏まつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	10センチメートルにつき	10円
	そで付け裏まつり	針目が3センチメートル間隔に7針以上	10センチメートルにつき	11円
	そで口裏まつり		10センチメートルにつき	11円
	肩パット付け		1組につき	33円
糸くず取り		1枚につき	15円	
スカート及びブラックス	すそまつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	20センチメートルにつき 12円	
	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 14円	
	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき 23円	
	ボタン付け	2つ穴、糸足つき根巻き 4回以上	1個につき	8円
		4つ穴、糸足つき根巻き 4回以上	1個につき	10円
	鎖糸ループ付け	糸ループ作り付け 長さ5センチメートル	1か所につき	10円
	ベント止め	×印しつけ止め	1か所につき	6円
	プリーツしつけ		1か所につき	6円
	ファスナー裏まつり	針目が3センチメートル間隔に7針以上	10センチメートルにつき	11円
	ウエスト裏まつり		20センチメートルにつき	16円
糸くず取り		1枚又は1本につき	15円	

- 4 効力発生の日
平成16年4月25日